

【ナースステーション オアシス】

ご利用料金表（介護保険）

〔要介護〕

訪問看護費／体制等に係る加算

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金	20分未満	314	3,271円	328円	655円	982円
	30分未満	471	4,907円	491円	982円	1,473円
	30分以上1時間未満	823	8,575円	858円	1,715円	2,573円
	1時間以上1時間30分未満	1,128	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	350	3,647円	365円	730円	1,095円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	300	3,126円	313円	626円	938円
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,252円	626円	1,251円	1,876円
介護職員等处遇改善加算	所定単位数の18/1000	当該月の介護報酬総単位数について算定				

※上記自己負担分は、各単位に地域区部6等級加算(10.42)を乗じた額の一割分を表示

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

※ 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合、所定単位数の25%増

※ 深夜（22:00～6:00）の場合、所定単位数の50%増

※上記の利用料は、厚生労働省が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、上記の利用料も自動的に改定されます。

なお、その場合は、事前に新しい利用料金を書面でお知らせします。

※高齢者虐待防止措置未実施の場合は、所定単位数より1/100減算となります。

※業務継続計画未策定の場合は（令和7年4月1日から適用）、所定単位数より1/100減算となります。

※「事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行い場合」を適用する場合は、支給限度額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※1月いないの2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の（介護予防）訪問看護に係る加算を算定するものとする。

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合1回につき8単位減算となります。

※特別地域訪問看護が適用となる地域の場合、所定単位数の15%増

※中山間地域における小規模事業所加算が適用の場合、所定単位数の10%増（特別管理加算、ターミナルケア加算を除く）

※中山間地域におけるサービス提供の場合、所定単位数の5%増（特別管理加算、ターミナルケア加算を除く）

【提供状況や指示内容に関する加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	254	2,646円	265円	530円	794円
	30分以上 1回につき	402	4,188円	419円	838円	1,257円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	201	2,094円	210円	419円	629円
	30分以上 1回につき	317	3,303円	331円	661円	991円
長時間訪問看護加算	1回につき	300	3,126円	313円	626円	938円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600	6,252円	626円	1,251円	1,876円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,605円	261円	521円	782円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円